

介護分野における特定技能・育成就労協議会決定第1号
令和8年●月●日

介護分野における特定技能・育成就労協議会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本協議会は、介護分野における特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）という。

（設置及び目的）

第2条 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び育成就労の適正な実施並びに特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、特定技能外国人等の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、介護分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人等の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関が支援義務を果たせない場合における特定技能外国人に対する転職及びやむを得ない事情による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の必要な協力

- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
(看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏等での特定技能外国人等の受入れや引抜きの自粛要請等を含む。)
- 八 特定技能所属機関等に対する構成員であることの証明
- 九 円滑かつ適正な受入れのために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等
- 十 介護分野に特有の事情に応じて講ずべき措置に関する情報共有及び協議
- 十一 特定技能外国人等の育成及びキャリア形成に関するプログラムの策定に関すること
- 十二 法令遵守を含む遵守事項及び行動規範の策定に関すること
- 十三 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員として加えることができる。

(主宰)

第5条 協議会は、厚生労働省社会・援護局長が主宰する。

- 2 厚生労働省社会・援護局長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 厚生労働省社会・援護局長に事故その他やむを得ない事情があるときは、厚生労働省大臣官房審議官がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 厚生労働省社会・援護局長が必要と認めるときは、構成員を招集し、会議を開催することができる。

- 2 厚生労働省社会・援護局長が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（運営委員会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、年1回以上開催する。
- 4 厚生労働省社会・援護局長が必要と認めるときは、持ち回り審議により運営委員会の開催に代えることができる。
- 5 運営委員会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその結果に基づき、必要な協力を行わなければならない。

（事務局）

第8条 協議会及び運営委員会（以下「協議会等」という。）の庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室及び外国人介護人材受入・定着支援等事業者において処理する。

（資料及び議事の公開）

第9条 協議会等は、原則として非公開とする。ただし、会議資料及び議事概要は厚生労働省ホームページで公表する。

（雑則）

第10条 運営委員会は、必要に応じて、本要綱の見直し等を行うほか、協議会等の組織、運営及び構成員の加入等に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

本要綱は、令和8年8月28日から施行する。

介護分野における特定技能・育成就労協議会構成員及び運営委員会委員

別表 1（協議会構成員）

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁

警察庁刑事局組織犯罪対策部

外務省領事局

厚生労働省職業安定局

厚生労働省人材開発統括官

外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）

【業界団体等】

全国介護事業者連盟

全国介護付きホーム協会

全国社会福祉法人経営者協議会

全国中小企業団体中央会

全国有料老人ホーム協会

全国老人福祉施設協議会

全国老人保健施設協会

全日本病院協会

日本医師会

日本医療法人協会

日本精神科病院協会

日本認知症グループホーム協会

日本病院会

日本慢性期医療協会

【受入機関】

特定技能所属機関

育成就労実施者

【業所管省庁等】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

外国人介護人材受入・定着支援等事業者

別表 2（運営委員会委員）

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁

警察庁刑事局組織犯罪対策部

外務省領事局

厚生労働省職業安定局

厚生労働省人材開発統括官

外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）

【業界団体等】

全国介護事業者連盟

全国介護付きホーム協会

全国社会福祉法人経営者協議会

全国中小企業団体中央会

全国有料老人ホーム協会

全国老人福祉施設協議会

全国老人保健施設協会

全日本病院協会

日本医師会

日本医療法人協会

日本精神科病院協会

日本認知症グループホーム協会

日本病院会

日本慢性期医療協会

【業所管省庁等】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

外国人介護人材受入・定着支援等事業者